御殿場市社会人リーグ運営要項

1　事務局

本リーグの事務局は、リーグ運営委員会に置く

2　運営委員会

（1）運営委員会は、サッカー協会社会人部担当理事及びリーグ運営委員で構成される。

（2）リーグ運営委員は、社会人部長が指名する。

（3）運営委員会は、前年度の結果による次年度のリーグ編成及び試合の組み合わせ日程を決定する。

（4）運営委員会は、当番チームから提出される結果により順位、得点王を決定する。

（5）運営委員会は、加盟団体に対する指導監督及び処分の決定を行う。

（6）運営委員会は、その他リーグ運営に必要なことがらの協議決定を行う。

3　選手資格

（1）本リーグに参加する選手は、協会に加盟している社会人チームの選手であり、かつ登録されている者でなければならない。

（2）選手資格について疑義が生じた場合は、運営委員会で協議し、処分を決定する。

（3）高校生に限っては、日本サッカー協会公式登録者以外が選手資格を持つ事ができる。ただし、運営委員会が決定した場合は登録を認める。登録人数は制限しない。
試合のピッチに立てるのは１人とする。

4　選手登録

（1）「3　選手資格」に該当する選手の登録は制限されない。登録は毎年４月１日をもって行い、１年間有効とする。

（2）追加登録及び抹消は、所定の書式によって試合１週間前までに運営委員会に届け出なければならない。

5　日程

本リーグは４月１日から翌年２月末日までの間に実施する。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は運営委員会の協議により期間を変更できる。

6　当番

（1）当番チームは試合が円滑に行われる様に、次の責務を負い、また権限を有する。

①　会場の準備及び片付け

②　必要に応じた会場管理者との連絡調整

③　試合結果確認と報告のとりまとめ

④　審判報告書及びメンバー表の受理

⑤　試合の進行についての監督指導（開始時間の厳守）

⑥　試合実施の可否の判定を行う

（2）試合を行うチームは、当番チームの指示に従いスムーズな試合進行に協力しなければならない。

7　審判

（1）加盟するチームは、審判員３名以上を登録しなければならない。

（2）主審は正装をして試合に臨まなければならない。副審も主審同様正装して、試合に臨むことが望ましい。

（3）主審、副審のほかに第４の審判をおく事。

（４）主審は試合終了後、所定の審判報告書を当番チームに提出する。
（５）類似するユニフォームの試合では主審のトスで負けた方に『ビブス』又は、第二ユニフォームの着用を命ずる事ができる。
（６）審判に必要な用具はチームごとに準備する。

８　試合

（１）リーグ編成は登録チーム数及び前年度の結果を基に運営委員会の協議によって決定する。
（２）１日の試合運営は、当番チームが責任をもって行うものとする。
（３）試合は１チーム７名以上で成立する。
（４）試合開始予定時刻から１０分経過しても試合のできる状態にない場合、審判の判断でその試合を放棄試合として取り扱う事が出来る。
（選手、審判は必ず整列をする事）
（５）試合時間は３０分―５分―３０分とする。
（６）試合前にメンバー表を当番チームに提出しなければならない。
（７）選手交代は７名以内とする。
（８）特別な事情がない限り、試合当日の７日以前に延期を申し出た試合を延期試合、試合当日の６日前から２日前までの間に延期を申し出た試合を不戦試合、当日及び前日に延期を申し出た試合及び放棄した試合は放棄試合とする。
（９）延期試合は再試合を設定しない。但し、当事者の責任においてリーグ終了までに試合を行った場合に限って、リーグ結果に反映させることが出来る。実施できなかった場合は、スコア０－０、最初に延期をされたチームに勝ち点３を与える。
（１０）不戦試合は再試合を設定しない。スコア０－０、相手チームに勝ち点３を与える。
（１１）放棄試合は再試合を設定しない。スコア０－０、相手チームに勝ち点３を与える。
また、リーグ終了時において放棄試合が１回の場合はリーグ結果順位を３位繰り下げ、２回の場合は６位繰り下げ、３回以上の場合は運営委員会で次年度登録の可否を協議する。
（１２）試合に臨むチームは統一したユニフォームを着用する。
（１３）ユニフォームの下にスパッツを着用する場合は、同系色とするが、相手チームが認めれば黒色と白色に限り着用出来る。
（１４）競技者は、危険な用具を身に着けてはならない。（審判が判断する）
（１５）（１２）から（１４）に反する者は試合に出場できない。

９　順位決定

試合の勝者には３点、引き分けには１点の勝ち点が与えられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。但し、勝ち点の合計が同一の場合は以下の順により決定する。

①当該両チームの対戦成績
②ゴール差　『得点－失点』
③ゴール率　『得点÷失点』

１０得点王

各リーグにおいて５点以上の得点をあげた者から得点王を決定する。但し、延期試合、不戦試合、放棄試合があった場合は得点数を当該チームの試合数で割った得点率により決定する。

１１入れ替え

本リーグは入れ替え戦を行わず、各リーグ下位３チームと次のリーグ上位３チームを入替える。但し、何らかの理由でリーグ構成チーム数が減った場合は、運営委員会の決定するところによる。

※ 入れ替え戦については、運営委員会の決定を優先する

１２表彰

各リーグの上位３チームと各リーグの得点王を表彰する。

１３日程及び当番、審判の変更

（１）運営委員会は、天候又は会場の確保状況によって日程を変更することがある。

（２）やむを得ない事由により予定された試合のいずれかを行うことができない場合、７日前までに相手、審判、当番の各チームと所属運営委員に文書及び電話で申し出なければならない。

（３）前項の場合に、当該試合以外の試合に影響を与えないため、審判は申し出たチームが担当する。できない場合は前後の試合のチーム代表者に了解を得て負担金を支払い審判の依頼ができるが、手配についての最終責任は変更を申し出たチームが負う。

（４）やむを得ない事由により当番チームが当番をできない場合、他のチームに依頼し、交替することが認められる。この場合、運営委員、事務局にあらかじめ報告しなければならない。また、依頼をうけたチームには負担金を支払わなければならない。

（５）前項（３）、（４）に定める負担金の目安は以下のとおりとする。

①審判負担金１０，０００円

（主審４，０００円、副審２，０００円×２、第４審判２，０００円）

②当番負担金２０，０００円

１４罰則

（１）加盟チームは、本要項に従いリーグ戦に参加し、日程を消化する義務を負う

（２）運営委員会は、当該チームの意見を聴取したうえで次に定める罰則を科すことができる。

① 運営委員会が指揮する事項について協力をしなかったとき、又は、会議に無届で欠席したチームは、協会に５，０００円支払わなければならない。

② 試合放棄を行ったチームに対して１０，０００円を目安に請求出来る。また、審判チームも１０，０００円を目安に請求出来る。

※交渉については、当該チームで行って下さい。

③ 当番ならびに審判の不履行は除名処分対象とする。

④ 協会加盟のチームとしてふさわしくない行動、対応が顕著なチームは除名処分対象とする。

⑤ 試合において退場処分を受けた者は次の１試合に出場できない。また警告の累積が２回となった者にも同様の処分を科す。但し、退場処分について退場の状況により運営委員会が特に処分を決定した場合はこの限りではない。

１５延期

（１）試合は原則として雨天決行であるが、その可否は当番チームが決定する。その際、社会人部長、リーグ運営委員会に報告しなければならない。

（２）試合の有無は当番チームに確認しなければならない。確認せずして被った不利益は全て当該チームの責に帰するものとする。

１６負傷者への対応

（１）試合中に登録者が負傷した場合、そのチームの関係者の申し出により、協会が契約した普通傷害保険の給付の範囲においてのみ補償を行う。

（２）補償の内容は次のとおりとする。

①通院給付１，０００円／１日（給付限度日数９０日）

②入院給付１，５００円／１日（給付限度日数１８０日）

③死亡、高度障害１，０００，０００円／１人

（３）協会で加入している保険はサッカーでの負傷に限る。

サッカー場の施設、近隣住宅、車等の破損には適用されない。

付　　則

この要項は昭和６２年４月１日から施行する

この要項は平成　２年４月１日から施行する。

この要項は平成　３年４月１日から施行する。

この要項は平成　４年４月１日から施行する。

この要項は平成　６年４月１日から施行する。

この要項は平成　７年４月１日から施行する。

この要項は平成　８年４月１日から施行する。

この要項は平成１２年４月１日から施行する。

この要項は平成１３年４月１日から施行する。

この要項は平成１４年４月１日から施行する。

この要項は平成２０年４月１日から施行する。

この要項は平成２２年４月１日から施行する。

この要項は平成２９年４月１日から施行する。